

出席停止の取り扱いについて

兵庫県立視覚特別支援学校

下記の病気は、学校保健安全法第19条によって、他の幼児児童生徒に感染する恐れがある間は登校できないことになっています。出席停止は欠席日数に含まれませんので、十分に休養してください。登校の際には、別紙の出席停止届を記入していただき、必要な書類を添付し、学級担任へ提出してください。

● 学校感染症一覧（学校保健安全法施行規則より）

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 <u>その他の感染症</u>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※状況により、「その他の感染症」に感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症等）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、RSウイルス感染症、手足口病、ヘルパンギーナなどが含まれる場合があります。

〈参考〉

◎インフルエンザによる出席停止基準（学校保健安全法施行規則第 19 条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」

例	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後 2日目に 解熱した 場合			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		登校可能	
	出席停止							
発症後 4日目に 解熱した 場合					解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
	出席停止							

その後は解熱した日によって、出席停止日が順次延長されます。

※すぐに熱が下がっても5日目までは登校できません。

※幼児の場合は、解熱後3日が経過するまで登校できません。

◎新型コロナウイルス感染症による出席停止基準（学校保健安全法施行規則第 19 条）

「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状（咳・のどの痛み・鼻水など）が改善傾向にあることを指します。

例	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 2日目に症 状軽快した 場合			症状 軽快	症状 軽快後 1日目			登校可能		
	出席停止								
発症後 6日目に症 状軽快した 場合							症状 軽快	症状 軽快後 1日目	登校可能
	出席停止								

その後は症状軽快した日によって、出席停止日が順次延長されます。

※すぐに症状軽快しても5日目までは登校できません。